

## 役員報酬の支給に関して

前事業年度の役員報酬の支給に関する規程について、当会定款上に記載はありませんが役員は報酬を受ける事が出来ないと定めている。

〒270-2251

千葉県松戸市金ヶ作 99-6

認定特定非営利活動法人

たすけあいの会ふれあいネットまつど

代表 佐久間



# 就業規則

認定特定非営利活動法人ふれあいネット松戸

平成 29 年 5 月 1 日

## はじめに

この就業規則は、認定特定非営利活動法人ふれあいネット松戸(以下「法人」という)はスタッフが活動しやすいように地位の向上と労働条件の確立を図り、スタッフは自己の責務を自覚し、相互に協力し魅力ある職場づくりに努め、法人の理念に基づき努めるものとする。

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 1 この就業規則(以下「規則」という)は、スタッフの労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

### (適用範囲)

- 第2条 この規定は、全てのスタッフに適用する。

### (規則の遵守)

- 第3条 法人及びスタッフは、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

## 第2章 採用、異動等

### (採用手続き)

- 第4条 1 法人は、希望者のうちから選考して、スタッフを採用する。
- 2 スタッフは、契約期間の定めのないスタッフと契約期間の定めのあるスタッフとに区分して採用する。

### (採用時の提出書類)

- 第5条 1 スタッフに採用された者は、次の書類を採用日から2週間以内に提出しなければならない。

- ① 住民票記載事項の証明書(個人番号を含む)
  - ② 法人が指定する場合は年金手帳及び雇用保険被保険者証
  - ③ その他法人が指定したもの(スタッフ登録簿、面接シート、資格証等)
- 2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じた時はすみやかに書面に届け出なければならない。

#### (試用期間)

- 第 6 条 1 新たに採用した者は、採用から 3 か月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 試用期間中にスタッフとして不適当と認められた者は、解雇することがある。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### (労働条件の明示及び雇用契約書の作成)

- 第 7 条 法人は、スタッフの採用に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするために書面を交付するとともに、この規則を周知して労働条件を明示し、雇用契約書を作成する。

#### (配置転換・人事異動)

- 第 8 条 1 法人は、業務上必要がある場合は、スタッフの就業する場所又は従事する業務を変更することを命ずることがある。

#### (休職)

- 第 9 条 1 従業員は、次の場合に該当するときに、所定の期間休職とする。
- ① 私傷病欠勤による欠勤が 1 か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき 1 年以内
  - ② 前号のほか、特別な事情があり休職させることが適当とみとめられるとき必要期間
- 2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、元の職場に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
- 3 休職期間が満了した時点でなお休職事由が消滅していないときは原則として退職とする。

### 第3章 服務規律

#### (服務)

第10条 スタッフは、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、法人の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

#### (遵守事項)

第11条 スタッフは、次の事項を守らなければならない。

- ① 勤務中は職務に専念し、勤務の場所をみだりに離れないこと
- ② 許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用しないこと
- ③ 服務に関連して自己の利益を図り、又は他より不等に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為をしないこと
- ④ 法人の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと
- ⑤ 在職中又は退職後においても、職務上知り得た法人の機密・情報データ及び個人情報を漏らさないこと
- ⑥ 酒気を帯びて就業するなどスタッフとしてふさわしくない行為をしないこと

#### (ハラスメントの禁止)

第12条 スタッフは、次の行為を行ってはならない。

- ① 性的言動によって他のスタッフに不快感を抱かせる行為あるいはその行為への対応の仕方によって不利益を与える行為(いわゆるセクシュアルハラスメント)
- ② 暴力(言葉によるものを含む)、威嚇、仲間を外し、業務上の過大なまたは過小な要求などの行為(いわゆるパワーハラスメント)
- ③ その他スタッフの人権を侵害するような就業環境・人間関係を悪化させる行為

#### (出退勤)

第13条 スタッフは、出退勤に際しては、出勤簿等を自ら記載しなければならない。

#### (遅刻、早退、欠勤等)

第14条 1 遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に私用外出するときは、事前に申

し出て許可を受けなければならない。ただし、止むを得ない理由で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出て承認を得なければならない。

## 第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩時間)

第15条 1 労働時間は、1週40時間、1日8時間以内で個別に雇用契約書において定める。

2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、原則として午前8時30分から午後5時と午前9時から午後5時30分とする。休憩時間は1時間とする。個別通知書で定める。

ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げことがある。

(休日)

第16条 1 休日は次の通りとする。

土曜日・日曜日とする。イベントが祭日にぶつかる場合は事前に出勤日の振替を行う。

2 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(時間外及び休日労働等)

第17条 1 業務の都合により、第15条の所定労働時間を超えて、又は第16条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ法人はスタッフの代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出る。

2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う男女のスタッフで時間外労働を短いものとするを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、前項後段の協定において別に定める。

3 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性であつてその旨を申し出た者及び18歳未満の者については、第1項による時間外若しくは休日又は午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。

4 小学校就学前の子を養育または家庭を介護する一定範囲のスタッフ

であってその旨を申し出た者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き午後10時から午前5時までの深夜に労働させることはない。

- 5 第2項の時間外労働等の制限及び前項の深夜業の制限の対象者の範囲、手続き等必要な事項は、「育児・介護休業等に関する規程」で定める。

## 第5章 休暇等

### (年次有給休暇)

第18条 1 採用日から6か月間、その後は前1年間に所定労働日の8割以上出勤したスタッフについては、次表の年次有給休暇を付与する。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間が30時間未満で、週所定労働日4日以下又は年間所定労働日数が216日以下の者に対しては、次表の年次有給休暇を付与する。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

3 スタッフは、年次有給休暇を取得しようとするときは、前月10日までに申し出るものとする。ただし、法人は、事業の正常な運営に支障があるときは、従業員が休暇と指定した時季を変更することができる。

- 4 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇を取得した期間、産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の介護休暇、介護休暇及び業務上の傷病による休業期間は出勤したものとして取り扱う。
- 5 新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を付与日から1年以内  
に取得しなかった場合には、その残日数は付与日から2年以内に限り  
繰り越されることとする。

#### (産前産後の休業)

- 第19条 1 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の女性スタッフは、その請求に応じ、休業させる。
- 2 出産した女性スタッフは、出産後8週間は休業させる。ただし、産後6週間を経過した場合は、その請求に応じ、医師が支障ないと認めた業務に就かせる。

#### (母性健康管理のための休暇等)

- 第20条 1 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性スタッフから、所定労働時間内に母子保健法に基づく健康診査又は保健指導(以下「健康診査等」といいます。)を受けるため、通院に必要な時間について休暇の請求があったときは、通院休暇を与える。
- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性スタッフから、健康診査等において医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずることとする。
    - ① 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として勤務時間を1時間短縮したうえで始業時間を繰り下げか、1時間以内の時差出勤とする。
    - ② 休憩時間について指導された場合は、適宜、休憩時間を延長し、休憩の回数を増加させる。
    - ③ 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするために作業を軽減し、勤務時間を短縮し、あるいは休業させる。

#### (育児休業及び介護休業等)

- 第21条 1 スタッフは、1歳(両親とも育児休業を取得する場合は1歳2か月)(一定の条件の下では1歳6か月)未満の子を養育するため必要がある



ときは、会社に申し出て育児休業し、また、子(3才未満に限る)を養育するため必要があるときは会社に申し出て育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

- 2 要介護状態にある家族を介護するスタッフは、会社に申し出て介護休業し、又は、介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。
- 3 子(3才未満に限る)を養育するために必要があるときは所定外労働の制限を申し出ることができる。
- 4 第1項から第3項の適用を受けることができるスタッフの範囲その他必要な事項は、「育児・介護休業等に関する規程」で定める。

(子の看護休暇及び家族の介護休暇)

第22条 1 小学校就学前の子を養育するスタッフは、4月に始まる年度内に子供1人については5日の範囲内で、2人以上の場合は10日の範囲で子の看護のために休暇を取得することができる。

(育児時間・生理休暇)

- 第23条 1 子(1才に満たないものに限る)を養育する女性スタッフから請求があったときは、休憩時間のほか1日に2回、1回について30分の育児時間を与える。
- 2 生理日の就業が著しく困難な女性スタッフには、その請求に応じ、必要な期間の休暇を与える。ただし、その期間は無給となる。

## 第6章 賃金

(賃金の構成)

第27条 賃金の構成は、次のとおりとする。

契約期間の定めのないスタッフ:基本給、諸手当  
契約期間の定めのあるスタッフ:基本給、諸手当

(基本給)

第28条 契約期間の定めのないスタッフの基本給は月給・時間給とする。  
契約期間の定めのあるスタッフの基本給は月給・時間給とする。  
個別通知書に定める。

(諸手当)

第 29 条 諸手当は以下の通りとする。

管理者手当、サービス提供責任者手当、企画担当手当、経理担当手当、調整給、兼務手当、コーディネーター手当、資格手当、認定手当、処遇改善手当、時間内手当、通勤手当

(割増賃金)

第 30 条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

月給者 月給額/年間月平均労働時間数×1.25×時間外労働時間数

時給者 時間給×1.25×時間外労働時間数

(休暇等の賃金)

第 31 条 1 年次有給休暇を取得した日は、所定労働時間労働したときは支払われる通常の賃金を支給する。

2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、子の看護休暇、介護休暇、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。

(臨時休業の賃金)

第 32 条 法人の都合により、所定労働日にスタッフを休業させた場合は、平均賃金の 100 分の 60 を支給する。なお、1 日のうちの一部を休業させたことによって、その日の賃金が平均賃金の 100 分の 60 に達しない場合においても同様とする。

(欠勤等の扱い)

第 33 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を、賃金から控除する。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 34 条 1 賃金は、毎月 1 日から末日で毎月末日に締切り、翌月 25 日に支払う。ただし、支払日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払と控除)

第 35 条 1 賃金は、通貨で直接その全額を支払う。ただし、スタッフが同意した場合、その指定する金融機関の口座又は証券総合口座に振り込む。

2 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- ① 給与所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険(介護保険を含む)及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分

## 第 7 章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第 36 条 スタッフの定年は、満 60 歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職する。前項の規定にかかわらず、従業員が引き続き定年以降の勤務を希望した場合、法人は 65 歳まで継続して雇用する。(ただし、解雇事由又は退職事由に該当する場合は、この限りではない。)

(退職)

第 37 号 1 前条に定めるもののほか、スタッフが次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い立て法人から承認されたとき、又は退職願を提出して 30 日を経過したとき
- ② 期間を定めて雇用されている場合にその期間を満了したとき
- ③ 第 9 条第 1 項第 1 号(業務外の傷病)による休職期間が満了してなお傷病が治癒せず就業が困難なとき
- ④ 死亡したとき

2 退職したスタッフから請求された場合には、雇用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由について証明書を交付する。

(普通解雇)

第 38 条 1 スタッフは次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- ① 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき

- ② 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、スタッフとしての職責を果たし得ないと認められたとき
  - ③ 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後 3 年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合であって、スタッフが傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき(会社が打切り補償を支払ったときを含む)
  - ④ 精神又は身体の障害について適正に雇用管理し、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき
  - ⑤ 試用期間満了時までにはスタッフとして不適格であると認められたとき
  - ⑥ 第 54 条第 2 項に定める懲戒解雇の事由に該当する事実があると認められたとき
  - ⑦ 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき
  - ⑧ 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業を縮小・転換又は部門を閉鎖する等の必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき
  - ⑨ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき
- 2 前項の規定によりスタッフを解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告するか又は予告に代えて平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第 54 条第 2 項の定めにより懲戒解雇する場合及び次の各号のいずれかに該当するスタッフを解雇する場合は、この限りでない。
- ① 日々雇入れられるスタッフ(1 か月を超えて引き続き雇用される者を除く)
  - ② 2 か月以内の期限を定めて雇用するスタッフ(当該期間を超えて引き続き雇用される者は除く)
  - ③ 季節的な業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用されるスタッフ(当該期間を超えて引き続き雇用される者は除く)
  - ④ 試用期間中のスタッフ(14 日を超えて引き続き雇用されるものを除く)
- 3 第 1 項の規定によりスタッフを解雇する際に、スタッフから請求があった場合は解雇の理由を記載した文書を交付する。

## 第9章 安全衛生及び災害補償

### (遵守義務)

- 第39条 1 法人は、作業環境を改善し安全衛生を確保するなど、安全かつ安心して働くことができる快適な職場を形成するために、安全衛生管理規定を定めるほか必要な措置を講ずる。
- 2 スタッフは、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

### (健康診断等)

- 第40条 1 常時使用するスタッフ(週の勤務30時間以上のもの)に対し、採用の際及び毎年(深夜労働に従事する者は6か月ごとに)1回定期的に健康診断を行う。

### (安全衛生教育)

- 第41条 雇入れの際、又は、配置換え等により作業内容を変更したとき及び法令で定められた危険又は有害な業務に就かせるときは、その行に必要な安全衛生教育を行う。
- スタッフは、会社が行う安全衛生のための教育訓練には進んでこれを受けなければならない。

### (就業禁止等)

- 第42条 1 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、又は疾病のために他人に害を及ぼすおそれのある者、その他医師が就業不相当と認めた者は、就業させない。
- 2 スタッフは、同居の家族又は同居人が他人に感染する恐れのある疾病にかかり、又はその疑いのある場合には、直ちに所属長に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

### (災害補償)

- 第43条 業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償法に定めるところにより災害補償を行う。

#### (教育訓練)

- 第 44 条 1 法人は、スタッフに対し、業務に必要な知識を深め、技能を高めるなど資質を向上するため、必要な教育訓練を実施する。
- 2 前項の教育訓練の実施方法などは、別に定める(略)ところによる。
  - 3 スタッフは、法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限りこれを受けなければならない。

#### (表彰)

- 第 45 条 1 スタッフが次のいずれかに該当するときは、表彰する。
- ① 業務上有益な創意工夫、改善を行い、法人の運営に貢献したとき
  - ② 永年にわたって誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき
  - ③ 事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常事態に適切に対応し、被害を最小限にとどめるなど特に功労のあったとき
  - ④ 社会的功績があり、法人及びスタッフの名誉となったとき
  - ⑤ 前各号に準ずる善行又は功績のあったとき

#### (懲戒の種類)

第 46 条 懲戒は次の区分により行う。

- ① けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- ② 減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給は 1 回の額が平均賃金の 1 日分の 5 割を超えることはなく、また、総額が 1 賃金支払い期間における賃金総額の 1 割を超えることはない。
- ③ 出勤停止 始末書を提出させるほか、3 日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
- ④ 懲戒解雇 即時に解雇する。

#### (懲戒の事由)

- 第 47 条 1 スタッフは次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。
- ① 正当な理由なく無断欠勤 7 日以上に及んだとき
  - ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退などしたとき
  - ③ 過失により会社に損害を与えたとき
  - ④ 素行不良で会社内の秩序又は風紀を乱したとき

- ⑤ 第 11 条及び第 12 条に違反したとき
- ⑥ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 スタッフが次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、行政官庁の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する解雇予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第 42 条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。

- ① 重要な経歴を詐称して雇用されたとき
- ② 正当な理由なく無断欠勤 7 日以上に及び、出勤の催促に応じなかったとき
- ③ 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めなかったとき
- ④ 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき
- ⑤ 故意または重大な過失により法人に重大な損害を与えたとき
- ⑥ 法人内において刑法その他刑罰法規の各規程に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかになったとき(当該行為が軽微な違反である場合を除く)
- ⑦ 素行不良で著しく会社内の秩序又は風紀を乱したとき
- ⑧ 数回にわたり懲戒されたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき
- ⑨ 相手が望んでいない性的な言動により円滑な業務の遂行を妨げ、あるいは職場環境を悪化させ、またはそり性的な言動に対する相手方の対応を捉えて不利益に扱うなどいわゆるセクシュアルハラスメントに当たる行為
- ⑩ 業務の適正な範囲を超えて、同じ職場で働く者に精神的な・身体的な苦痛を与える又は環境職場を悪化させるいわゆるパワーハラスメントに当たる行為[例えば、暴言(言葉によるものを含む)を加える、威嚇する、仲間外れにする、業務上の過大なあるいは過小な要求をする、個を侵害するなど]
- ⑪ スタッフである障害者を虐待したとき

- ⑫ 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用したとき
  - ⑬ 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供給を受けたとき
  - ⑭ 私生活上の非違行為や法人に対する誹謗中傷等によって法人の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき
  - ⑮ 法人の業務上重要な秘密ならびに職務上知り得た個人情報等を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻止したとき
  - ⑯ その他前項各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- 3 第2項の規定による従業員の解雇に際して、スタッフから請求があった場合は、解雇の理由を記載した書面を交付する。

## 第10章 その他

### (正規雇用への転換)

第48条 勤続6月以上の者又は有期実習型訓練終了者で、本人が希望する場合は、正規雇用へに転換させることがある。

2 転換時期は、原則として毎月1日とする。必要に応じて随時行う。

3 所属長の推薦がある者に対し、面接試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

### (無期雇用への転換)

第49条 勤続6月以上の者又は有期実習型訓練終了者で、本人が希望する場合は、正規雇用へに転換させることがある。

2 転換時期は、原則として毎月1日とする。必要に応じて随時行う。

3 所属長の推薦がある者に対し、面接試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

### (職業能力評価)

第50条 会社は業務の遂行に必要な職業能力を体系的に定め、会社が指定する



労働者の保有するその職業能力を評価し、計画的にジョブカードを活用して行う。

(セルフ・キャリアドック制度)

第51条 会社は労働者にジョブカードを活用したキャリアコンサルティングを定期的に行う。

- 2 キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は会社が全額負担する。

(教育訓練休暇制度)

第52条 会社は、労働者が自発的に教育訓練を受講する場合に教育訓練休暇を付与する。

- 2 教育訓練休暇は有給とし、5年に5日の休暇を付与し、かつ1年間に5日の取得も可とする。
- 3 教育訓練休暇は労働者から自発的に自社の仕事に必要な職業能力の取得のための教育訓練を受講する旨の申出があった場合に付与する。

附則

平成29年3月1日施行

平成29年5月1日変更

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人たすけあいの会 ふれあいネットまつど	事業年度	29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日
-----	----------------------------------	------	----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受け取り会費	848,000 円
受取寄附金	2,032,683 円
受取民間助成金	43,602,321 円
たすけあい活動センター事業収益	39,986,985 円
受取利息	21 円
雑収益	1,661,808 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	88,131,818 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	18,106,000 円
	8,000,000 円
	円
	円
	円
合 計	26,106,000 円

(3) その他


2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		30,429,491円	介護保険
		4,903,986円	障害福祉サービス
		8,184,000円	被災者支援補助金
		5,000,000円	2017年年賀寄附金助成金
		10,000,000円	県外避難者支援事業補助金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,956,000円	事務所賃借料
		2,221,716円	サロン賃借料
		563,386円	宣伝広告費
		1,175,903円	ゆうメール
		431,998円	ガソリン代

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引  
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子親等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
14 人	4,707,005 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
				円
				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
. .				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

## 「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載方法

### 1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却収益、受取利息収益等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)~(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

### 3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の子親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の子親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の子親族若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の子親族等及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

### 6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。



認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉔	29年4月1日～30年3月31日	13人	0人	0%	人	0%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

㉔ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、二についても同様です。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		
佐久間 浩子		代表	本人	○						H12. 10. 1 就任
奥田 義人		副代表	本人	○						H19. 6. 21 就任
萩原 直大		副大法	本人	○						H27. 6. 21 就任
米谷 哲二		理事	本人	○						H24. 6. 21 就任
長島 豊司		理事	本人	○						H27. 5. 23 就任
寛 廣道		理事	本人	○						H26. 5. 23 就任
鈴木 由紀子		理事	本人	○						H26. 5. 23 就任
友山 邦雄		理事	本人	○						H27. 5. 23 就任
伊関 雅彦		理事	本人	○						H29. 6. 21 就任
尾崎 博		理事	本人	○						H29. 6. 21 就任
山田 朱美		理事	本人	○						H29. 6. 21 就任
中 良夫		監事	本人	○						H24. 6. 24 就任
伊藤 壽弘		監事	本人	○						H27. 5. 23 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員状況」 第3表付表1 記載方法

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「㊟」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「@」から「㊟」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「㊟」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㊟」～「㊿」の欄に記載する必要はありません。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

  - 直接に保有する関係
    - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係
    - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	装丁帳簿	毎月	10年
固定資産台帳	装丁帳簿	その都度	10年
振替伝票	伝票	毎日	10年
貸金台帳	装丁帳簿	毎月	10年

(記載方法)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人たすけあいの会ふれあいネットまつど	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>



認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど
-----	-------------------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」(第7表)記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「a」から「e」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「a」から「e」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「c」～「e」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-------------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。